

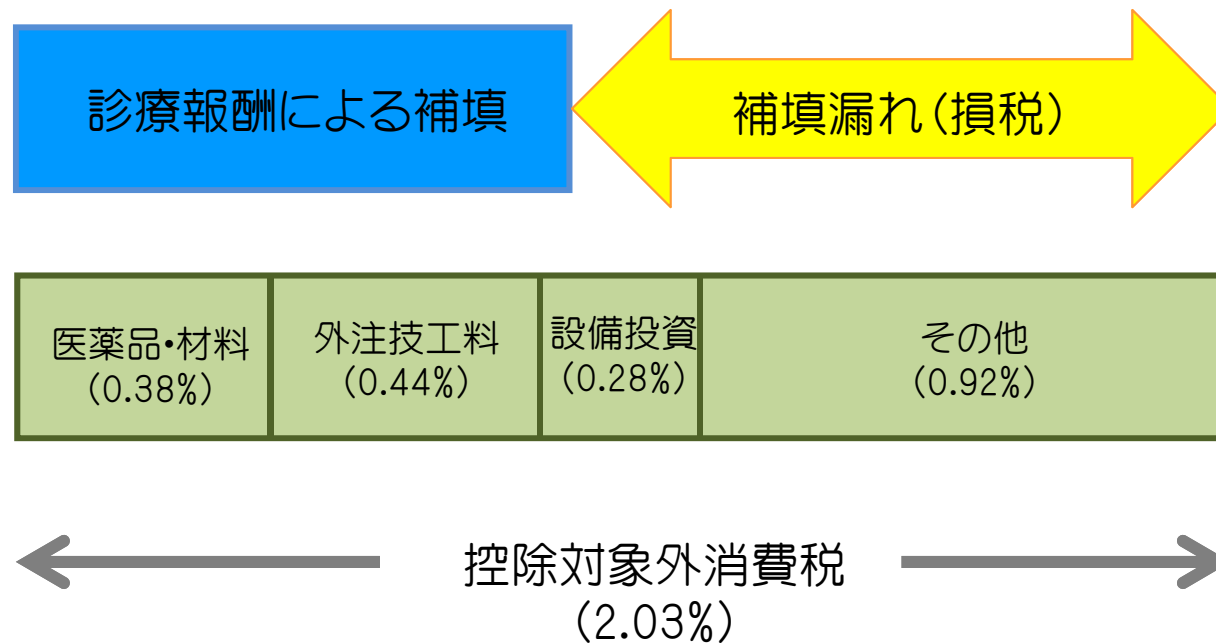
診療報酬調査専門組織・医療機関等における 消費税負担に関する分科会資料

日本歯科医師会
平成24年10月31日

歯科保険医療における控除対象外消費税の補填状態

第18回医療経済実態調査、日本歯科医師会青申連調査（H22）より

社会保険診療の控除対象外消費税は、診療報酬での補填が不十分で、結果としていわゆる損税が生じている
その後の診療報酬改定で、この補填分も減失がある



医療経済実態調査

医業収益

医業費用

給与費×

医薬品費○

歯科材料費○

委託費○

減価償却費○

その他の医業費用×

福利厚生費

旅費交通費

職員被服費○

通信費

消耗品費○

消耗器具備品費○

車両費

会議費○

光熱水費○

修繕費○

賃借料

土地賃借料×

建物賃借料○

医療機器賃借料○

損害保険料×

交際費

諸会費×

租税公課×

研究研修費○

支払利息×

雑費

その他

課税○

非課税×

混在

●医療経済実態調査においては医業費用の内「その他の医業費用」は、多くの項目を合算した数字で報告される。

●これらの項目には課税扱い、非課税扱い、その混在のものが存在し、日本歯科医師会青申連調査によれば、86.4%が課税対象扱いである。

●控除対象外消費税の把握にはこの「その他の医業費用の内訳の把握」が不可欠である。

※減価償却費は、免税業者においては、内税として計算され、消費税分も含まれることから課税扱いに分類

控除対象外消費税算出①

表1 第18回医療経済実態調査より

1. 給与費	11,657	39.4%
2. 医薬品費	531	1.8%
3. 歯科材料費	2,710	9.2%
4. 委託費	3,718	12.6%
5. 減価償却費	2,337	7.9%
6. その他の医業費用	8,632	29.2%
合計	29,585	100%

単位(千円)

表2 日歯青申連調査(H22)より

支出	給料賃金	8,291,464	26.3%
	専従者給与	3,406,333	10.8%
	売上原価	7,903,463	25.0%
	減価償却費	2,397,303	7.6%
	その他の経費	9,576,530	30.4%
	合計	31,575,093	100%

その他の経費の内訳		
諸会費 ×	444,952	4.6%
租税公課 ×	354,083	3.7%
利子割引料 ×	332,615	3.5%
損害保険料 ×	174,893	1.8%
その他 ○	1,903,240	19.9%
地代家賃 ○	1,363,238	14.2%
消耗品費 ○	766,495	8.0%
接待交際費 ○	646,915	6.8%
水道光熱費 ○	643,020	6.7%
雑費 ○	629,994	6.6%
福利厚生費 ○	610,143	6.4%
旅費交通費 ○	413,856	4.3%
通信費 ○	343,857	3.6%
修繕費 ○	314,093	3.3%
研修研究費 ○	207,710	2.2%
広告宣伝費 ○	204,599	2.1%
衛生管理費 ○	200,410	2.1%
荷造運賃 ○	15,380	0.2%
貸倒金 ○	7,037	0.1%
課税分(○)合計割合		86.4%

●表1 第18回医療経済実態調査から「その他の医業費用」は医業費用の29.2%を占めるが、同調査ではその内訳までは把握できない。

●表2 日歯青申連調査(H22)では、「その他の経費」のうち86.4%が課税対象費用であることが把握できる。

※地代家賃の内にも課税対象外費用が含まれるが、その割合は少ない。他の項目にも厳密には課税対象外費用が含まれるが、規模の面から除外。
 ※減価償却費は、免税業者においては、内税として計算され、消費税分も含まれることから課税扱いに分類。

●控除対象外消費税の算出には「その他の医業費用の内訳」の把握が不可欠である。

第18回医療経済実態調査(通年資料)から

控除対象外消費税算出②

個人立歯科診療所1施設あたりの収支(単位千円)

消費税率	5%の場合	8%の場合	10%の場合
I 医業収入	40,139	40,269	40,355
1. 保険診療収入 ①	35,599	35,599	35,599
2. 保険診療以外の収入 ②	4,540	4,670	4,756
II 医業費用	29,585	30,097	30,439
1. 給与費	11,657	11,657	11,657
2. 医薬品費	531	546	556
3. 歯科材料費	2,710	2,787	2,839
4. 委託費	3,718	3,824	3,895
5. 減価償却費	2,337	2,404	2,448
6. その他の医業費用	8,632	8,879	9,043
III 損益差額(I - II)	10,554	10,171	9,916

消費税課税対象費用(単位千円)

1. 給与費に含まれる交通費	350	360	377
2. 医薬品費	531	546	556
3. 歯科材料費	2,710	2,787	2,839
4. 委託費	3,718	3,824	3,895
5. 減価償却費	2,337	2,404	2,448
6. その他の医業費用×86.4%	7,424	7,636	7,999
合計 ③	17,070	17,557	18,115
④	③×(5/105) 813	③×(8/108) 1,301	③×(10/110) 1,647

支払い消費税額(単位千円)

保険診療分の控除対象外消費税額 ④×(①/①+②)	721	1,149	1,433
保険診療収入に対する消費税負担率	2.03%	3.23%	4.03%

- 歯科医療機関の83.5%は免税業者であるので試算はすべて免税業者として算出した。
(日歯青申連 H22年分資料から)
- 給与費の3%を交通費として課税費用とした
(第15回医療経済実態調査から)
- 減価償却費は、免税業者においては、内税として計算され、消費税分も含まれる。
- その他の医業費用の86.4%を消費税課税対象費用とした。(日歯青申連H22年分資料から)
- 支払分消費税を保険収入と保険外収入で按分し、保険診療に係わる消費税すなわち控除対象外消費税額を求めた。
- この結果、歯科の保険診療に係る控除対象外消費税は2.03%と算出される。

日本歯科医師会歯科医師青色申告会全国連合会

青色申告を基本とする税務全般の調査・研究及び指導を行い、もって適正な申告と医業経営の合理化に寄与することを目的に、都道府県歯科医師青色申告会連合会を会員として、日歯内に日本歯科医師会歯科医師青色申告会全国連合会(日歯青申連)を組織し、種々の事業を実施している。

歯科医業経営内容調査検討資料

調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、日本歯科医師会歯科医師青色申告会全国連合会の事業の一環として、歯科医業経営内容の調査を行い、その合理化を推進することを目的としている。

2. 調査の沿革

本調査は、昭和48年分から毎年、会員に青色申告決算書の写しの提出を依頼し、歯科医業経営内容の調査を実施している。当初は全国27地区のモデル地区と8大都市の会員を対象に始め、その後モデル地区を増やし、平成3年分の調査から適正申告推進モデル地区も対象に追加した。平成21年分の調査からは、回収数の減少等を理由に全国の会員を対象とした。

平成22年分調査

3. 調査の方法

都道府県歯科医師会に所属会員への調査票(決算書用紙)の配付を依頼した。回収した調査票はコード化し集計した。

4. 調査の対象

平成21年分の調査から、全国の会員に変更した。なお、これまでどおり個人立の診療所を対象とし、医療法人立等は除外した。

5. 調査票の送付・回収

各都道府県歯科医師会には所属一般会員数の約20%(合計14,110枚)の調査票と返信用封筒を送付した。

6. 調査の時期

平成23年の確定申告時期に合わせて配付できるよう、第1回締切日を6月末日とした。

7. 集計区分と階層

収入、経費等の各項目について、例年どおり収入階級区分は収入金額が年間1,000万円未満から1億円以上まで20階級とした。全国10地区及び全地区単位で出力した。

8. 調査の主体と集計

調査の主体:日本歯科医師会歯科医師青色申告会全国連合会

9. 回収数

平成22年分は発送数14,110枚、回収数2,738件(19.4%)、有効回答数2,720件

保険診療収入と控除対象外消費税額

日本歯科医師会青申連検討資料(H22) より

